防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第三百三十四号**

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

**第一条**　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　本省

第一節　秘書官（第一条）

第二節　内部部局

第一款　大臣官房及び局（第二条―第九条）

第二款　特別な職の設置等（第十条―第十条の四）

第三款　課の設置等

第一目　大臣官房（第十一条―第十七条）

第二目　防衛政策局（第十八条―第二十五条）

第三目　整備計画局（第二十六条―第三十二条）

第四目　人事教育局（第三十三条―第三十九条）

第五目　地方協力局（第四十条―第五十条）

第三節　審議会等（第五十一条）

第四節　施設等機関（第五十二条）

第五節　特別の機関

第一款　幕僚監部

第一目　統合幕僚監部（第五十三条―第七十四条）

第二目　陸上幕僚監部（第七十五条―第百五条）

第三目　海上幕僚監部（第百六条―第百三十四条）

第四目　航空幕僚監部（第百三十五条―第百六十一条）

第二款　防衛監察本部（第百六十二条―第百六十五条）

第六節　地方支分部局（第百六十六条―第百六十九条）

第二章　防衛装備庁

第一節　特別な職（第百七十条）

第二節　内部部局

第一款　長官官房及び部の設置等（第百七十一条―第百七十九条）

第二款　課の設置等

第一目　長官官房（第百八十条―第百八十六条）

第二目　装備政策部（第百八十七条―第百九十条）

第三目　プロジェクト管理部（第百九十一条―第百九十五条）

第四目　技術戦略部（第百九十六条―第百九十九条）

第五目　調達管理部（第二百条―第二百三条）

第六目　調達事業部（第二百四条―第二百十一条）

第三節　審議会等（第二百十二条）

第四節　施設等機関（第二百十三条―第二百二十二条）

第三章　補則（第二百二十三条―第二百二十五条）

附則

第一章及び第二章の章名、同章第一節から第三節までの節名、同節第一款から第六款までの款名、第三章から第五章までの章名、同章第一節の節名、同節第一款から第四款までの款名、同章第二節から第四節までの節名並びに第六章の章名を削る。

第一条の前に次の章名及び節名を付する。

**第一章**　本省

**第一節**　秘書官

第二条中「防衛省」を「本省」に、「五局」を「四局」に、「運用企画局人事教育局」を「整備計画局人事教育局経理装備局」に改め、同条の前に次の節名及び款名を付する。

**第二節**　内部部局

**第一款**　大臣官房及び局

第五条第十号中「総合調整」の下に「（法第八条第七号に規定する総合調整を含む。第十三条第六号において同じ。）」を加え、同条第十二号中「防衛政策局」を「整備計画局」に改め、同条中第二十四号を第三十四号とし、第二十一号から第二十三号までを十号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十九　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。

三十　特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。第十五条第八号において同じ。）の経理に関すること。

第五条中第十九号を第二十七号とし、第十八号を第二十六号とし、第十七号の次に次の八号を加える。

十八　防衛省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十九　装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（第十六条第二号、第百六十六条第二項及び第二章において「装備品等」という。）の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務の監査に関すること。

二十　防衛省所管の物品の管理の基本に関すること。

二十一　内部部局所属の行政財産及び物品の管理の実施に関すること。

二十二　東日本大震災復興特別会計の経理のうち防衛省の所掌に係るものに関すること。

二十三　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち防衛省の所管に係るものの基本に関すること。

二十四　内部部局所属の建築物の営繕に関すること。

二十五　庁内の管理に関すること。

第六条第二号を次のように改める。

二　自衛隊の行動の基本に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

第六条第三号中「第四号」を「第三号」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「第四十四条第二項」を「第五十二条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　自衛隊の部隊訓練の基本に関すること。